

令和7年度

第1回 農業委員会総会 議事録

市川市農業委員会

第1回 市川市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年4月10日(木) 午後1時30分から午後2時30分まで

2. 開催場所 市川市役所第2庁舎 4階 大会議室2

3. 出席委員 14人

農業委員	10人	1番	板橋 利行
		2番	石井 宏
		3番	小沢 伊知郎
		4番	朝倉 一江
		5番	太田 裕士
		6番	山野 孝一
		7番	岡崎 博一
		8番	神澤 晶子
		9番	小川 治夫
	会長	10番	石橋 弘嗣

農地利用最適化推進委員	4人	1番	久保田 章
		2番	富田 憲一
		5番	大滝 與鷹
		6番	平田 秀行

欠席委員	2人	3番	皆川 佳広
		4番	石井 悦史

4. 議事日程

- 1 議事録署名等委員の指名
- 2 会議書記の指名
- 3 付託調査班（委員）の指名
- 4 議題

議案第1号	農地法第4条の規定による許可申請について	4件
議案第2号	令和7年度最適化活動の目標の設定等について	
議案第3号	令和6年度農地利用状況調査結果及び利用意向調査結果について	
報告第1号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について (事務局長専決分)	37件
報告第2号	地目変更登記に係る回答について	6件
報告第3号	農地の現況に関する回答について	1件
報告第4号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願 について	2件

5. 農業委員会事務局職員

局 長	岩佐 伸幸
次 長	秀谷 康久
副 主 幹	吹上 裕三
主 査	室岡 稔
主 任	牧野 有希

6. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただいまより、令和7年度第1回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、3番の推進委員、4番の推進委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>農業委員10名中10名、推進委員6名中4名出席しております。</p> <p>農業委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは、2番の委員、4番の委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の吹上副主幹、牧野主任を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第2班で、3番の委員、4番の委員です。</p> <p>農政関係は、第4班で、7番の委員、8番の委員です。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第3号までと、報告第1号から報告第4号までを議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p>

<p>事 務 局 長</p>	<p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、4件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」 ご説明いたします。</p> <p>議案書の1から8ページをお願いいたします。</p> <p>(1)の申請受付日は、令和7年3月21日でございます。</p> <p>申請地は原木で、地目は原野、現況は畑、面積は439平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 転用目的は、貸駐車場にするものでございます。</p> <p>続きまして、</p> <p>(2)の申請受付日は、令和7年3月21日でございます。</p> <p>申請地は宮久保で、地目は田、面積は165平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 転用目的は、貸駐車場にするものでございます。</p> <p>続きまして、</p> <p>(3)の申請受付日は、令和7年3月21日でございます。</p> <p>申請地は堀之内で、地目は畑、面積は1,080平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 転用目的は、貸駐車場にするものでございます。</p> <p>続きまして、</p> <p>(4)の申請受付日は、令和7年3月21日でございます。</p> <p>申請地は堀之内で、地目は田、面積は609平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 転用目的は、貸駐車場にするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
----------------	---

議 長	<p>続きまして、</p> <p>調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席1番の委員	<p>現地調査は、令和7年3月27日に農地調査班第1班の委員で行いました。</p> <p>(1)の申請地は、二俣小学校の西側300メートルに位置しており、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満の農地であることから第2種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、単管パイプと安全鋼板の土留めで囲み被害防除をします。</p> <p>敷地内は整地・転圧後砂利敷きし、雨水については自然浸透させ、上下水道及び汚水・雑排水はありません。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>続きまして、</p> <p>(2)の申請地は、大野中央病院の南側250メートルに位置しており、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、隣接農地はなく問題ありません。</p> <p>敷地内は整地・転圧後砂利敷きし、雨水については自然浸透させ、上下水道及び汚水・雑排水はありません。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p>
議席2番の委員	<p>続きまして、</p> <p>(3)の申請地は、市川考古博物館の西側100メートルに位置しており、</p>

<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満の農地であることから第2種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、単管パイプと安全鋼板の土留めで囲み被害防除をします。</p> <p>敷地内は整地・転圧後砂利敷きし、雨水については自然浸透させ、上下水道及び汚水・雑排水はありません。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>続きまして、</p> <p>(4)の申請地は、北総線北国分駅の南東600メートルに位置しており、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満の農地であることから第2種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、単管パイプと安全鋼板の土留めで囲み被害防除をします。</p> <p>敷地内は整地・転圧後砂利敷きし、雨水については自然浸透させ、上下水道及び汚水・雑排水はありません。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、農地法の許可基準に照らしてご説明させていただきます。</p> <p>(1)の申請人は、市内に居住する個人です。</p>
-------------------------	---

東京都江戸川区に本店を置く運送業を営む法人から要望を受け申請されたものです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。

一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、被害防除が施されることから特に問題ございません。

工事の予定につきましては、許可取得次第着工し、完了は、着手後30日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま

続きまして、

(2)の申請人は、市内に居住する個人です。

周辺近隣住民からの要望を受け申請されたものです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。

一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、被害防除が施されることから特に問題ございません。

工事の予定につきましては、許可取得次第着工し、完了は、着手後2日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま

続きまして、

(3)の申請人は、市内に居住する個人です。

市川市に本店を置く運送業を営む法人から要望を受け申請されたものです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。

一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、被害防除が施されることから特に問題ございません。

工事の予定につきましては、許可取得次第着工し、完了は、着手後6ヶ月となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま

続きまして、

(4)の申請人は、市内に居住する個人です。

東京都港区に本店を置き、東葛地区で広報宣伝業を営む法人から要望を受け申請されたものです。

資力及び信用について、でございますが、工事費等につきましては、全額自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。

一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無について、でございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、被害防除が施されることから特に問題ございません。

工事の予定につきましては、許可取得次第着工し、完了は、着手後6ヶ月となっております。

		<p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>以上でございます。</p>
議	長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各	委 員	なし。
議	長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」(1)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各	委 員	異議なし。
議	長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号(1)は全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、(2)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各	委 員	異議なし。
議	長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号(2)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p>

各 委 員	<p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」(3)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号(3)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p>
各 議 員	<p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、(4)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号(4)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p>
事 務 局 長	<p>議案第2号「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」、事務局から議案の説明をお願いいたします。</p> <p>議案第2号「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」ご説明いたします。</p> <p>恐れ入りますが、議案書の9ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、令和4年2月25日付 農林水産省経営局農地政策課長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき、「令和7年度最適化活動の目標の設定等」を作成し、これを公表するものです。</p> <p>別冊の資料をご覧ください。</p>

別紙様式1 「令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）」についてご説明いたします。

1ページのⅠ「農業委員会の状況」についての各数値は、令和2年度に実施された農林業センサスをもとにしております。

2ページ、Ⅱ「最適化活動の目標」、1「最適化活動の成果目標」、(1)「農地の集積」ですが、令和7年4月1日現在の農地利用集積面積は227.21ヘクタールでした。

目標といたしましては、過去の実績を踏まえ、目標とする集積面積を5.70ヘクタール増の232.91ヘクタールとしました。

(2)「遊休農地の解消」ですが、令和7年4月1日現在の遊休農地面積は10.87ヘクタールで管内農地面積の2.2パーセントとなっています。

令和7年度の遊休農地の解消面積の目標といたしましては、令和3年度利用状況調査の遊休農地面積の5分の1となる1.946ヘクタールとしました。

3ページをご覧ください。

(3)「新規参入の促進」ですが、過去3年間において新規参入は1経営体でした。

また、権利移動の目標面積といたしましては、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上となる0.31ヘクタールとしております。

中段にあります2「最適化活動の活動目標」

(1)「推進委員等が最適化活動を行う日数目標」ですが、ひと月当たり10日としております。

(2)「活動強化月間の設定目標」ですが、利用状況調査等で8月、11月、翌年1月から2月の計3回としております。

(3)「新規参入説明会への参加目標」ですが、令和7年11月頃の1回を予定しております。

この、「令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）」については、本総会において承認をいただきましたら、令和7年4月末日までに市川市公式Web

<p>議 長</p>	<p>サイトで公表するとともに、千葉県を通じて国に報告いたします。 事務局からの説明は以上でございます。</p> <p>事務局からの説明がおわりました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>なし</p>
<p>議 長</p>	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。 議案第2号「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>異議なし</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号は、全会一致により原案のとおり、決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「令和6年度農地利用状況調査結果及び利用意向調査結果について」、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>議案第3号「令和6年度農地利用状況調査結果及び利用意向調査結果」についてご説明いたします。 恐れ入りますが、議案書の11ページをお願いします。</p> <p>本議案は、農地法第30条の規定に基づく「令和6年度農地利用状況調査結果」及び「農地法第32条の規定に基づく利用意向調査結果」について、決定を求めるものでございます。</p>

議案第3号の「別冊」をご覧ください。昨年の9月11日から9月20日までの間に、農地法第30条の規定に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員と市川市の合同で農地利用状況調査を実施し、その結果を受け遊休農地と判断した所有者に対し、同法第32条の規定に基づき農地利用意向調査を実施するとともに、引き続き遊休農地と判断するか否かの追跡調査を行いました。

さらに、利用意向調査の未回答者に対し、本年2月から3月にかけて文書や電話による意向調査を実施し、農地の保全管理に取り組むよう案内するなど遊休農地の解消に向けた取り組みを行いました。

その結果について説明いたします。

議案第3号「別冊」の2ページをご覧ください。

令和6年10月1日現在の「令和6年度遊休農地集計」となります。

A地区からE地区までの合計は、下欄のとおり「1号」遊休農地が170筆、108,698平方メートルとなりました。

なお、「2号」遊休農地はございません。

3ページの「対前年度農地利用状況調査結果比較」をご覧ください。

前年度との比較でございますが、昨年度の実績となる「1号」遊休農地173筆、109,458平方メートルと本年度の実績を比較しますと、3筆、760平方メートルが減となりました。

面積が減った主な理由としましては、保全管理、転用により解消されたためです。

今後も適正管理の指導を行ってまいります。

4ページをお願いします。

「令和6年度遊休農地利用意向調査結果」についてご説明いたします。

	<p>利用意向調査の結果でございますが、調査対象の遊休農地170筆のうち回答のありました遊休農地は146筆、未回答の遊休農地は24筆でした。回答のありました遊休農地に係る所有者の意向の内訳は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「農地中間管理機構が行う農地中間管理事業を利用します」が、7筆。 ・「自ら所有権の移転又は賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行う」が、25筆。 ・「自ら耕作しますが」が、9名。 ・「その他」が、51名となりました。 <p>5ページ以降の表は筆ごとの遊休農地についての情報となります。</p> <p>本日の総会で本議案が承認されましたら、これらの情報につきまして千葉県に報告し、その後、千葉県から国に報告されることになっております。</p> <p>事務局からの説明は以上でございます。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
議長	<p>「なし」という声がありました。 それでは、お諮りいたします。</p>
各委員	<p>異議なし</p>

<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第3号は、全会一致で原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」(事務局長専決分)、37件ございます。 事務局より報告いたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出」について、事務局長において専決しましたので、報告いたします。</p> <p>議案書の13ページをお願いいたします。 今回の報告は、令和7年3月3日から3月31日までに届出がされたものであり、農地法第4条の届出は13件、17筆、2,944.83平方メートル、第5条の届出は24件、48筆、14,747.35平方メートルで、第4条と第5条の合計は37件、65筆、転用面積は17,692.18平方メートルでございます。なお、詳細につきましては、14ページから21ページまでの記載のとおりです。 報告は、以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第2号「地目変更登記に係る回答について」、6件ございます。 事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告第2号「地目変更登記に係る回答について」、6件、報告いたします。 議案書の23ページから28ページをお願いいたします。</p> <p>(1)については、令和7年3月3日付けで、千葉地方法務局市川支局登</p>

記官から照会がありました。

土地の所在は原木、面積は291.6平方メートルで市街化調整区域に位置しており、登記簿の地目を「畑」から「雑種地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されました。

本件に係る申請状況は、昭和43年8月17日に農地法第5条に基づいて「車庫・倉庫・寮」を目的に転用許可等がなされております。

そこで、事務局職員による現地確認後、令和7年3月17日に農地調査班第1班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただきました。

なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答しました。

続きまして、(2)については、令和7年3月3日付けで千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。

土地の所在は原木、面積は627平方メートルで市街化調整区域に位置しており、登記簿の地目を「田」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されました。

本件に係る申請状況は、昭和50年10月17日に農地法第5条に基づいて「駐車場及びテニスコート用地」を目的に転用許可等がなされております。

そこで、事務局職員による現地確認後、令和7年3月17日に農地調査班第1班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただきました。

なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」とし、その他参考事項として、現況については「宅地」と記載した上で回答しました。

続きまして、(3)については、令和7年3月7日付けで千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。

土地の所在は大町、面積は179.74平方メートルで市街化調整区域に位置しており、登記簿の地目を「畑」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されました。

本件に係る転用許可申請等は提出されておられません。

そこで、事務局職員による現地確認後、令和7年3月17日に農地調査班第1班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただきました。

なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」とし、その他参考事項として、現況については「宅地」と記載した上で回答しました。

続きまして、(4)については、令和7年3月7日付けで千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。

土地の所在は大町、面積は214平方メートルで市街化調整区域に位置しており、登記簿の地目を「畑」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されました。

本件に係る転用許可申請等は提出されておられません。

そこで、事務局職員による現地確認後、令和7年3月17日に農地調査班第1班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただきました。

なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」とし、その他参考事項として、現況については「宅地」と記載した上で回答しました。

続きまして、(5)については、令和7年3月11日付けで千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。

土地の所在は原木、面積は1,131平方メートルで市街化調整区域に位置しており、登記簿の地目を「田」及び「畑」から「雑種地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されました。

本件に係る転用許可申請等は提出されておられません。

そこで、事務局職員による現地確認後、令和7年3月17日に農地調査班第1班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただきました。

なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」とし、その他参考事項として、現況については「雑種地」と記載した上で回答しました。

<p>議 長</p>	<p>続きまして、(6)については、令和7年3月18日付けで千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。</p> <p>土地の所在は原木、面積は178平方メートルで市街化調整区域に位置しており、登記簿の地目を「田」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されました。</p> <p>本件に係る転用許可申請等は提出されておられません。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和7年3月26日に農地調査班第1班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただきました。</p> <p>なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」とし、その他参考事項として、現況については「事務所・倉庫」と記載した上で回答しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>次に、報告第3号「国税徴収法による農地等の現況に係る回答について」、1件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p> <p>報告第3号「農地の現況に関する回答について」報告いたします。</p> <p>議案書の29ページをお願いいたします。</p> <p>令和7年3月18日付けで、市川市納税・債権管理課から滞納処分による公売のため必要があることから照会がありました。</p> <p>土地の所在は宮久保、地目は「田」、面積は1,575平方メートルで、市街化調整区域に位置しております。</p> <p>本件に係る転用許可申請等は提出されておられません。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和7年3月26日に農地調査班第1班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説</p>

<p>議長</p>	<p>明を行い、回答について了承をいただいたものがございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき、「農地」と回答しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、2件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、報告いたします。</p> <p>議案書の31ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、「相続税の納税猶予の継続届出書」を税務署へ提出する際に、農業委員会が発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を添付する必要があります。</p> <p>令和7年2月18日から令和7年3月6日までの間に申請がありました2件において、現地調査等を実施し、証明書の交付要件を満たしていることを確認したうえで証明書を交付いたしました。</p> <p>事務局からの報告は以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>これで、令和7年度第1回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>

	ご協力ありがとうございました。
--	-----------------

以上は、会議の顛末を記載したものであり、その相違なきことを証する。

議 長 石 橋 弘 嗣

委 員 石 井 宏

委 員 朝 倉 一 江
